

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 根拠法規

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査
学校保健統計調査規則(昭和27年文部省令第5号)

(3) 調査の対象

ア 発育状態調査

調査実施校(園)に在籍する満5歳から満17歳までの幼児、児童及び生徒のうち、年齢別男女別に抽出された者。

イ 健康状態調査

調査実施校(園)に在籍する幼児(5歳児のみ)、児童及び生徒全員。

区分	調査実施校数	発育調査対象者数	健康調査対象者数
幼稚園	44 園	約 1,600 人	約 2,800 人
小学校	68 校	約 6,500 人	約 30,000 人
中学校	50 校	約 5,600 人	約 20,500 人
高等学校	46 校	約 3,800 人	約 30,800 人
計	208 校(園)	約 17,500 人	約 84,100 人

(注) 調査実施校数は、文部科学大臣が指定します。

幼稚園には幼保連携型認定こども園を、中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含みます。

(4) 調査事項

ア 児童等の発育状態に関する事項(身長及び体重)

イ 児童等の健康状態に関する事項(視力、聴力、歯・口腔・心臓等に係る疾病・異常)

(5) 調査時期

平成28年4月から6月(昭和23年から毎年実施)
学校保健安全法による健康診断等の結果に基づき調査

(6) 調査系統

文部科学大臣 ————— 北海道知事 ————— 調査実施校(園)の長

(7) 調査方法

学校(園)長による自計報告

(8) その他

平成26年4月30日付け学校保健安全施行規則の一部改正により、今回調査から「座高」及び「寄生虫卵保有」の調査項目が削除され、「脊柱・胸郭」の調査項目に「四肢の状態」が追加されました。

また、本道における児童等の「歯の健康状態」について、概要を追加しました。

《利用上の注意》

- ・ 構成比及び比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。